

情報公開と個人情報保護 制度の実施状況の公表

行政課 ☎ 66・1155

平成20年4月1日～平成21年3月31日の実施状況をお知らせします。

【情報公開制度】

市民の皆さんの市政情報公開を求める権利を明らかにし、市政への市民参加を推進するための制度です。

【公文書の公開】

請求件数は25件で、うち5件について非公開、11件について部分公開、他の9件はすべての公開を行いました。

【個人情報保護制度】

市が保有する個人情報適正に取り扱い、保護することにも、市民の皆さんが自分に関する個人情報閲覧、訂正、利用停止、削除の請求ができることを明らかにしています。

◎個人情報の登録件数

市が個人情報の収集・保管などを行うときには、その事務ごとに個人情報について登録簿を作成しなければなりません。登録簿には、個人情報が必要なる事務の内容、個人情報の項目、収集先などが記載されており、「情報公開コ

ー」で見ることができま

す。平成21年4月1日現在の登録簿の件数は387件です。実施機関ごとの内訳は次のとおりです。

実施機関	登録件数
市長	271
消防長	38
教育委員会	61
選挙管理委員会	8
公平委員会	1
監査委員	1
農業委員会	6
固定資産評価審査委員会	1
合計	387

◎個人情報の閲覧、訂正、利用停止、削除の請求件数

閲覧請求は1件で、閲覧交付を行いました。

なお、自己情報閲覧の請求であっても、戸籍の謄本・抄本の交付などのように、申請などの手続きが他の法令などに定められている場合は、直接、その事務を担当している窓口へ請求してください。

戦没者などのご遺族の皆様へ 「第9回特別弔慰金」が 支給されます

福祉課 ☎ 66・1106

先の大戦における戦没者などの遺族で、今まで公務扶助

料や遺族年金などを受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に死亡されるなどし、平成21年4月1日において受給権者がいない場合に、次の順位による遺族1人に、特別弔慰金が支給されます。ただし、第8回特別弔慰金を現在受給されている方は対象になりません。

①平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者などの子

③戦没者などの①父母②孫計関係者を有していた方のうち、婚姻後も氏が変わっていない方が先順位。）

④上記①から③までの方がいない場合、二親等内の親族。ただし、戦没者の死亡前引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面24万円、6年償還の記名国債

持ち物 戦没者等との関係を証明するための戸籍謄本等、印鑑。同順位者が複数いる場合は、同意書。

申し込み 平成24年4月2日までに福祉課へ。



瑞宝小綬章を受章されました

石川 敏夫さん(71歳)

〈拾石町〉

石川さんは、昭和32年7月に検察事務官に採用され、以来40年有余の長きにわたり検察行政事務などに精励されました。

この間、名古屋地方検察庁首席捜査官、津・名古屋の各地方検察庁の事務局長などの要職を歴任され、検察行政の進展に多大な貢献をされました。

日本鳥類保護連盟総裁賞を受賞されました

渥美 守久さん(73歳)

〈形原町〉

渥美さんは、自称「カラスの弁護士」。野鳥の生態解明や保護に取り組んできたことが評価され、このほど釧路市で開かれた「全国野鳥保護のつどい」で最高賞を受賞され、総裁の常陸宮正仁親王から表彰状と盾を受けられました。

市内で教員を務めていた40年ほど前から児童に愛鳥教育を推進。退職後もハヤブサの営巣地の保護やホシハジロの飛来地の鳥獣保護区指定にも尽力されました。また、昨年幡豆町の愛知こども国に「こども自然博物館」を開設し、自然界での力ラスの果たす役割なども紹介しています。



副市長に受賞の報告をする渥美さん(左)